

浜松市低入札価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の競争入札を行う場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10、第167条の10の2第2項及び第167条の13並びに浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第11条、第14条及び第19条の規定に基づき、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるときにおける落札者の決定に関し、必要な事項を定める。

(調査基準価格の設定)

第2条 「調査基準価格」とは、予定価格が5千万円以上の建設工事及び総合評価落札方式の競争入札に付す建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる基準として、あらかじめ設定した価格をいう。

2 調査基準価格は、予定価格が1億円未満の建設工事については契約担当課長、予定価格が1億円以上の建設工事については財務部長が決定する。

3 調査基準価格は、予定価格調書に記載しなければならない。

(調査基準価格の算定)

第3条 次の各号に掲げる額の合計額を調査基準比較価格とし、調査基準比較価格に100分の110を乗じて得た額を調査基準価格とする。ただし、当該調査基準比較価格が、予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「予定価格（税抜き）」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格（税抜き）に10分の9.2を、予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じて得た額を調査基準比較価格とし、当該価格に100分の110を乗じて得た額を調査基準価格とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9.0を乗じて得た額

(3) 現場管理費に10分の9.0を乗じて得た額

(4) 一般管理費に10分の5.5を乗じて得た額

2 工事監理連絡会の開催に要する費用等の業務委託料等が計上される場合は、その額の10分の9.7を前項の合計額に加算するものとする。

3 特別なものについては、前2項の算定方法にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合を予定価格（税抜き）に乘じて得た額を調査基準比較価格とし、当該価格に100分の110を乗じて得た額を調査基準価格とする。

4 調査基準比較価格（第1項ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書に規定する調査基準比較価格）に千円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるも

のとする。

(最低制限価格)

第4条 「最低制限価格」とは、総合評価落札方式の競争入札に付す建設工事を除く予定価格が250万円を超える建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として、あらかじめ設定した価格をいい、この額を下回る価格で入札を行った者は失格とする。ただし、予定価格が5千万円以上の建設工事及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の対象となる建設工事については、適用しない。

2 最低制限価格の算定方法は、前条に規定する調査基準価格の算定方法の例による。

3 最低制限価格は、契約担当課長が決定する。

4 最低制限価格は、予定価格調書に記載しなければならない。

(失格基準価格)

第5条 「失格基準価格」とは、総合評価落札方式の競争入札に付す建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として、あらかじめ設定した価格をいい、この額を下回る価格で入札を行った者は失格とする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の対象となる契約については、適用しない。

2 失格基準価格は、調査基準比較価格に100分の90を乗じて得た額(千円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。

3 失格基準価格は、予定価格が1億円未満の建設工事については契約担当課長、予定価格が1億円以上の建設工事については財務部長が決定する。

4 失格基準価格は、予定価格調書に記載しなければならない。

(入札参加者への周知)

第6条 入札参加者には、一般競争入札については入札の公告において、指名競争入札については指名通知等適切な方法において、次の事項を明記し、入札参加者に周知するものとする。

(1) 最低制限価格、調査基準価格及び失格基準価格の設定の有無

(2) 最低制限価格又は失格基準価格を下回った入札を行った者は、失格とすること。

(3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、落札候補者(次条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に規定する最低価格入札者及び同条第5項において読み替えて準用する同条第1項に規定する失格基準価格以上で価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者をいう。)であっても落札者とならない場合があること。

(4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、次条の調査に協力すべきこと。

(調査等)

第7条 総合評価落札方式の競争入札に付す建設工事を除く予定価格が5千万円以上の建設工事において、調査基準価格を下回る価格の入札が行われたとき(以下「低入札」という。)には、落札の決定を保留とし、予定価格の3分の2を下回る価格の入札を行った者を除き、最低の価格の入札を行った者(以下「最低価格入札者」という。)から、契約の内容に適合した履行がされるかどうか、次の各号について速やかに調査を行う。なお、予定価格の3分の2を下回る価格の入札を行った者は、当該調査事項にかかわらず契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるものとし、落札者としなない。当該調査の結果に基づき、最低価格入札者を契約の相手方とすることの適否について、浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議幹事会において審査する。

- (1) 予定している労務、資材等の量及び調達等に関する事項並びにその適否に関する事項
- (2) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否に関する事項
- (3) 経営状態に関する事項
- (4) その他落札の決定に必要な事項

2 審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められる場合は、最低価格入札者を落札者とし、履行がされないおそれがあると認められる場合は、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内において入札を行った者のうち、最低価格入札者に次ぐ低価格で入札を行った者(以下「次順位者」という。)を落札者とするものとする。

3 前2項の規定は、次順位者が低入札に該当した場合に準用する。

4 前2項の規定により契約の相手方を決定した場合には、速やかに書面又は口頭をもってその旨を入札に参加した者に通知するものとする。

5 前各項の規定は、地方自治法施行令第167条の10の2第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定によって価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とせず、他の者をもって落札者とするものとして、総合評価落札方式の競争入札を行う場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中、同表中欄に掲げる語句は、同表右欄に掲げる語句に読み替える。

第1項	総合評価落札方式の競争入札に付す建設工事を除く予定価格が5千万円以上の建設工事において	総合評価落札方式の競争入札に付す建設工事において
	調査基準価格を下回る価格の入札が行われたとき	失格基準価格以上で調査基準価格を下回る価格の入札が行われたとき
	予定価格の3分の2を下回る価格の入札を行った者を除き、最低の価格の入札を行った者（以下「最低価格入札者」という。）	失格基準価格以上で価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者
	なお、予定価格の3分の2を下回る価格の入札を行った者は、当該調査事項にかかわらず契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるものとし、落札者としな	当該調査の結果に基づき、失格基準価格以上で価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を
第2項	最低価格入札者を	失格基準価格以上で価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を
	入札を行った者のうち、最低価格入札者に次ぐ低価格で入札を行った者	失格基準価格以上で入札を行った者のうち、失格基準価格以上で価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者に次ぐ有利なものをもって申込みをした者

（請負契約における条件）

第8条 前条の調査の結果、当該調査の対象者が落札した場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 建設業法第26条第3項の規定により専任の主任技術者（監理技術者）を置かなければならない場合にあっては、主任技術者（監理技術者）と同等以上の資格を有する者1名をその補助技術者として置かなければならないこと。
- (2) 補助技術者は、主任技術者（監理技術者）の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならないこと。
- (3) 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることが出来ないこと。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成12年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日以降に入札する建設工事に適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 20 年 12 月 16 日以降に公告及び指名通知を行う建設工事に適用する。

附 則

1 この要領は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

2 この要領は、平成 21 年 8 月 5 日以降に公告及び指名通知を行う建設工事に適用する。

附 則

1 この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

2 この要領は、平成 23 年 7 月 1 日以降に公告及び指名通知を行う建設工事に適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

2 この要領は、平成 25 年 7 月 1 日以降に公告及び指名通知を行う建設工事に適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

2 この要領は、平成 27 年 7 月 1 日以降に公告及び指名通知を行う建設工事に適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 28 年 7 月 1 日以降に公告及び指名通知を行う建設工事に適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する。
- 2 改正後の浜松市低入札価格取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる執行の決定に係る契約について適用し、同日前に行われた執行の決定に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 29 年 6 月 1 日以降に公告及び指名通知を行う建設工事に適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 3 月 15 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 31 年 3 月 15 日以降に公告及び指名通知を行う建設工事に適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の浜松市低入札価格取扱要領の規定は、令和元年 10 月 1 日以降に公告及び指名通知を行う建設工事に適用する。